

仕様書（茅ヶ崎市地域集会施設における飲料用自動販売機設置に係る行政財産の貸付け）

本仕様書は、茅ヶ崎市を賃貸人、自動販売機設置事業者を賃借人とし、地域集会施設における飲料用自動販売機設置に係る行政財産の貸付けに適用する。

1 貸付場所（詳細は、別表１～８をご参照ください。）

名称	所在地	貸付場所	貸付面積	設置台数
浜須賀会館	茅ヶ崎市松が丘二丁目８番６ ３号	１階（室内） （別表参照）	1.2 m ²	１台
海岸地区コミュニティ センター	茅ヶ崎市東海岸北五丁目１６ 番２０号	１階（室外） （別表参照）	0.8 m ²	１台
小出地区コミュニティ センター	茅ヶ崎市堤１９４８番地１	２階（室内） （別表参照）	1.1 m ²	１台
コミュニティセンター 湘南	茅ヶ崎市中島１６７０番地	１階（室内） （別表参照）	1.2 m ²	１台
茅ヶ崎地区コミュニテ ィセンター	茅ヶ崎市元町１０番３３号	１階（室外） （別表参照）	1.0 m ²	１台
鶴嶺東コミュニティセ ンター	茅ヶ崎市西久保１８０番地	１階（室内） （別表参照）	1.2 m ²	１台
鶴嶺西コミュニティセ ンター	茅ヶ崎市萩園２３６０番地１	１階（室内） （別表参照）	1.2 m ²	１台
高砂コミュニティセン ター	茅ヶ崎市中海岸一丁目２番４ ２号	１階（室外） （別表参照）	1.2 m ²	１台

貸付場所は、各施設に飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という）１台及び使用済み容器の回収ボックス（以下「回収ボックス」という）を必要数設置するために使用すること。

2 貸付期間 令和７年１０月１日から令和１０年９月３０日まで

3 設置機器の仕様

- （１）別表で示す「本体サイズ」を超えないものとする。
- （２）新旧５００円硬貨及び新旧１，０００円紙幣が使用できるよう努めること。
- （３）ピークシフト・ピークカット、省エネルギー、ノンフロン対応など環境負荷の低減に十分配慮した機能を搭載したものを設置すること。
- （４）設置する自動販売機については、キャッシュレス決済が使用できるよう努めること。
- （５）設置する自動販売機については、災害救援機能（災害時の飲料の無償提供）付自動

販売機とするよう努めること。

4 設置に関する条件

- (1) 本契約締結後、令和7年10月1日（水）午後4時00分までに自動販売機の設置を完了させること。なお、設置作業の日時は入札後に協議の上、決定することとする。
- (2) 契約期間中の自動販売機の更新については、作業日時等を指定管理者と協議の上、実施すること。
- (3) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費用含む）及び、維持管理等にかかる一切の費用は賃借人の負担とする。
- (4) 自動販売機及び回収ボックスの設置にあたっては、施設の躯体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全対策を講じること。また、賃借人の責任で回収・リサイクルすることとし、回収ボックスに入っているごみ及びその周囲に散乱しているごみ等も回収し、周囲の清掃を心がけること。
- (5) 電気料金は賃借人の負担とし、計測用子メーターを設置し、それによる実費を指定管理者が発行する請求書等により指定する期日までに支払うこと。
- (6) 賃借人は年度ごとに、年間売り上げ数及び売上額を賃貸人に報告すること。また、報告内容については、次回の本契約に関する入札説明書に掲載することに同意すること。
- (7) 販売品目は、缶、ビン、ペットボトルなどの密閉式の容器に入った清涼飲料水等とし、酒類（いわゆるノンアルコールを含む。）の販売を行わないこと。なお、商品の具体的な構成については、設置者決定後、設置前に本市及び指定管理者と協議を行うこと。
- (8) 自動販売機の設置後についても、季節や販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜指定管理者と協議を行い、商品の入れ替えを行うこと。特に、指定管理者から販売品目及びHOT・COLDなど、要望があった場合は変更事項等を協議のうえ速やかに変更すること。
- (9) 自動販売機の販売価格は、標準小売価格（メーカー希望小売価格）を超えない価格とすること。
- (10) 売上の一部が「茅ヶ崎市市民活動げんき基金」へ寄附される寄附型自動販売機（飲料水等を購入するとその売上の一部が基金へ寄附される）とすること。なお、寄附金額及び寄附方法については、月ごとの売上金額に100分の3を乗じて、小数点以下を切り捨てた金額とし、年度ごとに納入通知書等により納付すること。これについて、別途本市と取り交わす「覚書」で定める。
- (11) 自動販売機の故障時の連絡先を明記し、故障及び苦情については、賃借人の責任において速やかに対応すること。

5 維持管理

- (1) 賃貸人及び指定管理者は、当該自動販売機及び付帯設備等に係る維持管理は一切行わ

ず、賃借人の責任により維持管理すること。

(2) 商品の補充、金銭管理などの維持管理については、賃借人が責任を持って行うこと。

また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

(3) 賃借人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

(4) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、賃貸人及び指定管理者の責に帰さない事由による場合は、賃借人が補償すること。

(5) 賃借人が機種の交換を行う場合は、予め賃貸人及び指定管理者に申し出たうえで、賃貸人の承諾を受けること。

(6) 賃貸人及び指定管理者は、賃貸人及び指定管理者の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、賃借人は自動販売機が毀損、汚損または紛失した場合は、速やかに復旧することとし、復旧にかかる費用は賃借人が負担すること。

6 貸付料の支払い

(1) 貸付料は、入札により決定した金額に消費税相当額を加算した額とする。(土地の貸付けについては、消費税及び地方消費税は非課税。) なお、貸付料の消費税相当分については、契約締結時点での税率によるものとする。

(2) 賃借人は、契約書で定めた年度ごとの貸付料を、賃貸人が発行する納入通知書により、指定する期限までに納入すること。